

令和7年（ワ）第29042号 国家賠償請求事件

原告 井上祐維

被告 国

証拠説明書（1）

令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第16部甲合議1S係 御中

被告指定代理人 小西俊輔

原田直也

高橋渚

中島圭一

高橋花帆

略語は準備書面の例による。

| 号 証 | 標 目 (作成者) | 作 成 年月日 | 立 証 趣 旨 | |
|------------|--------------------------------|------------|------------|---|
| 乙 1 | 公職選挙法 (東尾正ほか) | 写し | H4. 6. 25 | 手続法としての公選法の原則には、「平等」、「公正」、「迅速正確性」及び「選挙経済」等が挙げられること |
| 乙 2 | 選挙〈新自治法講座〉第6巻 (秋山陽一郎) | 写し | S48. 9. 25 | 選挙人名簿制度の目的・意義等 |
| 乙 3 | 選挙(第37巻6号) (都道府県選挙管理委員会連合会) | 写し | S59. 6. 1 | 同上 |
| 乙 4 | 逐条解説 公職選挙法 改訂版(上) (黒瀬敏文ほか) | 写し | 同上 | 現行の選挙人名簿制度の概要 |
| 乙 5 | 判例タイムズ1389号 (判例タイムズ社) | 写し | H25. 8 | 公選法21条1項の憲法適合性が争われた事案において、最高裁平成17年判決の判断枠組みは採用できないとした上で、その憲法適合性を肯定した裁判例の存在 |
| 乙 6 の 1 | 判決書正本 (東京高裁裁判所) | 写し | H27. 9. 24 | 公選法21条1項や28条2号の憲法適合性が争われた事案 |

| | | | | |
|----------|--|----|-----------|--|
| | 書記官) | | | において、最高裁平成17年判決の判断枠組みは採用できないとした上で、その憲法適合性を肯定した裁判例の存在 |
| 乙6の 2 | 判決書正本 (東京地裁裁判所 書記官) | 写し | H27.4.22 | 同上 |
| 乙7の 1 | 判決書正本 (東京高裁裁判所 書記官) | 写し | H28.11.21 | 公選法21条1項等の憲法適合性が争われた事案において、最高裁平成17年判決の判断枠組みは採用できないとした上で、その憲法適合性を肯定した裁判例の存在 |
| 乙7の 2 | 判決書正本 (東京地裁裁判所 書記官) | 写し | H28.6.24 | 同上 |
| 乙8 | 参議院選挙法改正 に関する特別委員 会(第五回国会継 続)会議録第四号 (参議院事務局) | 写し | S24.7.11 | 選挙人名簿の被登録資格としての継続居住要件は、名簿の正確性確保と不正投票防止を目的とするものであること |

| | | | | |
|-------|---|----|-------------|--|
| 乙 9 | 第五回国会衆議院 選挙法改正に関する特別委員会議録 第十二号 (衆議院事務局) | 写し | S24. 11. 12 | 同上 |
| 乙 1 0 | 第五十一回国会衆 議院公職選挙法改 正に関する調査特 別委員会議録第三 号 (衆議院事務局) | 写し | S41. 4. 11 | 同上 |
| 乙 1 1 | 判決書正本 (東京高裁裁判所 書記官) | 写し | H13. 7. 31 | 公選法 2 8 条 2 号の規定(本件 猶予期間)は、二重登録の発生を 最小限にするための合理的な内 容であるといえることなど |